

舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

舞鶴都市計画の変更に伴い、案を京都府に申し出ることを舞鶴市都市計画審議会に諮問。その後、原案の閲覧及び公述申出を経て公聴会を開催する。

1 第48回舞鶴市都市計画審議会の開催

- ① 目的 舞鶴市区域区分の変更（舞鶴市区域区分の変更（上・下福井地区、安岡地区）市街化区域から市街化調整区域に変更する案を京都府に申し出ることの諮問
- ② 日時 令和3年7月12日（月）15時～
- ③ 場所 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室

2 原案の閲覧、公述申出

① 変更内容

- I 京都府決定 「舞鶴都市計画区域区分の変更：上・下福井地区、安岡地区」
- II 舞鶴市決定 「舞鶴都市計画用途地域の変更：上・下福井地区、安岡地区」

② 原案の閲覧、公述申出期間の縦覧場所

- I…京都府都市計画課、中丹東土木事務所、舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（申出書の提出は京都府都市計画課）
- II…舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館（申出書の提出は舞鶴市都市計画課）

③ 閲覧期間及び公述申出期間：令和3年7月20日（火）～令和3年8月3日（火）

3 公聴会（公述申出書の提出がなければ開催なし）

- ① 日時 令和3年8月11日（水）14時～
- ② 場所 舞鶴市役所 別館5階 大会議室

【お問い合わせ先】

都市計画課：☎0773-66-1048、FAX0773-62-9894
E-Mail：tokei@city.maizuru.lg.jp
担 当：吉田、上羽、佐藤